

令和元年度 随意契約工事等一覧(少額随意契約を除く)

案件名	当初契約金額(円)	工期の始期	随契理由	担当課名	備考
	業者名	終期	根拠法令	問合せ先	
三宝水再生センター高段ポンプ棟No. 2雨水ポンプ駆動用ガスタービン修理工事	¥28,600,000	R1.5.13	設置業者であり、既存の設備と密接不可分な工事であるため	三宝水再生センター	
	株式会社荏原製作所	R2.3.17	地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号	072-232-4958	
三宝水再生センター高段ポンプ棟No. 6汚水ポンプ修理工事	¥40,700,000	R1.6.19	設置業者であり、既存の設備と密接不可分な工事であるため	三宝水再生センター	
	株式会社西島製作所	R2.3.18	地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号	072-232-4958	
古川下水ポンプ場No. 1汚水ポンプ修理工事	¥34,760,000	R1.6.17	業務移管を受けた業者であり、既存の設備と密接不可分な工事であるため	三宝水再生センター	
	関西日立株式会社	R2.3.18	地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号	072-232-4958	
石津水再生センター1系最終沈殿池汚泥掻寄機修理工事	¥22,550,000	R1.7.8	業務移管を受けた業者であり、既存の設備と密接不可分な工事であるため	三宝水再生センター	
	月島テクノメンテサービス株式会社	R2.3.18	地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号	072-232-4958	
晴美台配水場電動弁操作盤改造工事	¥8,140,000	R1.8.23	業務移管を受けた業者であり、既存の設備と密接不可分な工事であるため	水運用管理課	
	関西日立株式会社	R1.12.27	地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号	072-275-1126	
泉北水再生センターインバータ修理工事	¥16,500,000	R1.8.19	業務移管を受けた業者であり、既存の設備と密接不可分な工事であるため	三宝水再生センター	
	東芝インフラシステムズ株式会社	R2.3.18	地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号	072-232-4958	
湊石津下水ポンプ場No. 1雨水ポンプ修理工事	¥31,900,000	R1.9.9	業務移管を受けた業者であり、既存の設備と密接不可分な工事であるため	三宝水再生センター	
	クボタ機工株式会社	R2.3.18	地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号	072-232-4958	
岩室配水場ポンプモーター分解整備工事	¥10,780,000	R1.9.17	業務移管を受けた業者であり、既存の設備と密接不可分な工事であるため	水運用管理課	
	関西日立株式会社	R2.3.18	地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号	072-275-1126	
岩室配水場零相蓄電器ほか取替工事	¥2,970,000	R1.12.13	設置業者であり、既存の設備と密接不可分な工事であるため	水運用管理課	
	メタウォーター株式会社	R2.3.13	地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号	072-275-1126	